



image photo

P2 令和5年度 西宮市技能功労者表彰

P2 ・合理的配慮の提供に係る費用を助成
・あいサポート運動
・独立行政法人
高年齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部

P3 (新) 就労支援センター
「Job Chance にしのみや」がオープン

P4 兵庫県最低賃金

P5 ・「医療・介護・保育」求人者向け相談窓口
・主な相談窓口一覧

P6-7 「育児などで働くことに制約のある社員がたくさんいるけど、どうしたらいいの？」

P8 ・人材確保等支援助成金
・未払賃金立替払制度
・司書のオススメ

窓口ご利用時のお願い

労働相談や就労支援の窓口にお越しの際には、感染対策にご協力いただきますとともに、風邪のような症状があったり、体調がすぐれない場合の来館はお控えいただきますようお願いいたします。



令和5年度 西宮市技能功労者表彰

その道一筋の技能者の功績をたたえる

西宮市技能功労者表彰は、長らく同一の職種に専念し、優れた技術をもって社会に貢献された人々の功績をたたえるために昭和49年より実施しています。

広く技能者の模範となる方を「技能功労賞」として表彰しています。今年度は7職種8名が表彰されました。



受賞者の皆さん(敬称略)

美容師	和田 絵衣子	ハウセンカ
建築大工	樋口 雅彦	株式会社茂木工務店
建築大工	茂木 和彦	株式会社茂木工務店
防水工	岡本 賢	有限会社尾嶋防水
左官	本谷 久	有限会社左官山本組
ガラス・サッシ施工	米田 泰士	株式会社ヨネダ商店
菓子製造	柿田 衛二	エルベラン
畳	岩本 和敬	いわもと畳店

合理的配慮の提供に係る費用を助成します!

西宮市では、障害のある人の社会参加を進めるため、事業者が合理的配慮の提供を行ったときにその費用を助成します。

合理的配慮とは?

障害のある人が障害のない人と同じように社会参加できるよう、無理のない調整を行うことです。

助成の対象となるもの

- コミュニケーションツールの作成(点字メニュー、コミュニケーション支援ボード、音声コードを用いたチラシ など)
- 物品の購入(筆談ボード、対話支援機器、折りたたみ式スロープ など)
- 改修工事の施工(簡易スロープ、手すり、多機能トイレ など)
- 手話通訳者・要約筆記者等の派遣

【お問合せ先】西宮市健康福祉局福祉部障害福祉課

TEL 0798-35-3147

●詳しくは次をご覧ください。

合理的配慮の提供支援に係る助成金事業について

<https://www.nishi.or.jp/kenko/fukushi/machizukuri/goritekihairyoyosei.html>



あいサポート運動



様々な障害の特性を理解し、障害のある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。

「あいサポーター」になるには地域や企業・団体などで開催される「あいサポーター養成講座」を受講していただきます。(特別な技術の取得は不要です。)

従業員向けの「あいサポート養成講座」の実施、「あいサポートバッジ」の着用を職員に推奨し、広報等の取組を行っていただける企業・団体等については、「あいサポート企業・団体」に認定し、認定証をお渡しします。

【お問合せ先】西宮市社会福祉協議会

TEL 0798-23-1142

●詳しくは次をご覧ください。

あいサポート運動について

https://nishi-shakyo.jp/kourei_syougai/aisupport/



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部

雇用定着等の助成金の受付など、障害者雇用の支援を行っています。

TEL 06-6431-8201

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/hyogo/index.html>



「Job Chance にしのみや」がオープン

西宮市は、求職者に対し、職業紹介を行い、求職者の適性やご希望に沿った就労支援を行う新しい就労支援センター事業「Job Chance にしのみや」を令和5年12月1日より**予約優先制**でオープンしています。

➤ 主な就労支援の内容

- カウンセリングによる求職者の希望、適性把握に応じた支援計画の策定
- 求職者の適性、希望に応じた無償の職業紹介
- 就業実習後の定着支援
- イベント等(説明会など)の実施

➤ 頼れる3つのポイント

- 01 一人ひとりに合ったキャリア相談・就職サポート
- 02 求職者向けセミナーを実施(無料)
- 03 西宮市内を中心に求人情報多数。
他には未公開の優良求人も。

➤ 一人ひとりに合った働き方を応援

対象 西宮市内に在住、在勤、在学の求職者(要登録)

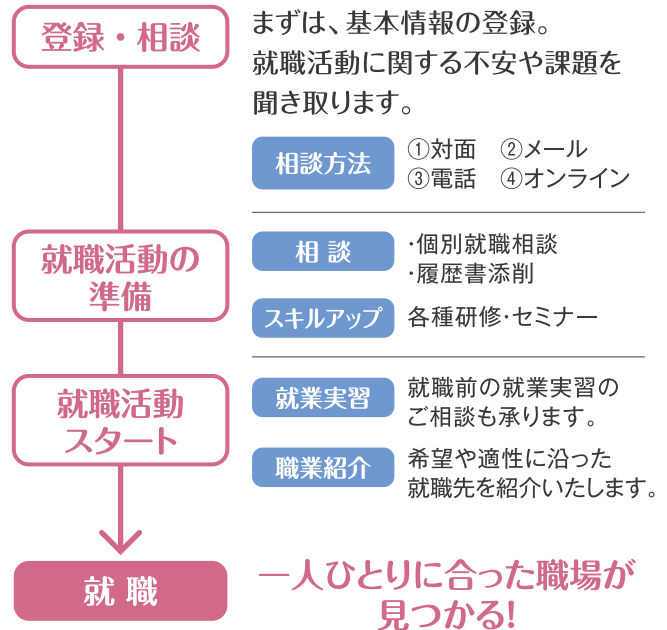
開所日時 月曜日から金曜日、第2及び第4土曜日(日曜、祝日、年末年始を除く)

受付時間/9時00分から17時30分まで(昼休みは12時から13時まで、受付は16時30分まで)ただし、相談内容によって前後することがあり、不在の可能性あり。

予約優先制



➤ 就職までの流れ



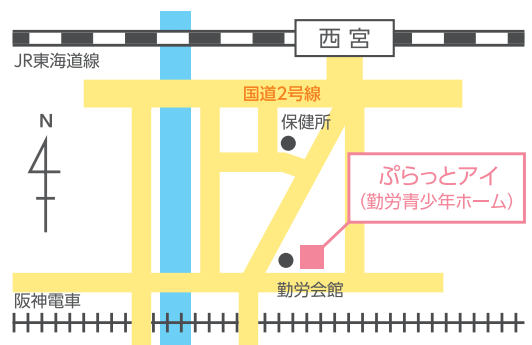
Job Chance にしのみや 運営事務局

所在地 西宮市松原町2-37 勤労青少年ホーム2階

TEL 0798-61-8201

MAIL info@jobchance-nishinomiya.jp

URL <https://www.jobchance-nishinomiya.jp/>



兵庫県最低賃金が1,001円に改正されました

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた制度です。都道府県ごとに定められ、正社員やパートタイム、アルバイトなどの区別なく適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされます。支払われる賃金額を時間給に換算し、適用される最低賃金額以上かをチェックしましょう。

地域別最低賃金	時間額	引上げ額	効力発生日
兵庫県最低賃金	1,001円	41円	令和5年10月1日

※パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

兵庫県特定（産業別）最低賃金が改正されました

兵庫県特定（産業別）最低賃金が、令和5年12月1日に改正されました。最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

特定（産業別）最低賃金の適用業種	時間額	引上げ額	効力発生日
塗料製造業	1,048円	48円	令和5年12月1日
鉄鋼業	1,065円	41円	同上
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業	1,035円	42円	同上
電子部品・デバイス・電子回路製造業、 電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業	1,002円	41円	同上
輸送用機械器具製造業	1,075円	41円	同上
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具製造業	1,002円	39円	同上
自動車小売業 ^(注) （兵庫県最低賃金）	1,001円	38円	令和5年10月1日
繊維工業 ^(注) （兵庫県最低賃金）	1,001円	41円	同上
各種商品小売業 ^(注) （兵庫県最低賃金）	1,001円	41円	同上

注:自動車小売業、繊維工業、各種商品小売業は、令和5年10月1日から兵庫県最低賃金(1,001円)が適用されています。

お問合せは、兵庫労働局賃金室へ TEL:078-367-9154

医療機関や介護施設・保育所などの福祉施設の経営者・人事担当者の皆さまへ

人材紹介会社の利用で トラブルが発生した際は労働局へ!

職業紹介サービスの法令違反に関する相談は 労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで



医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。

人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

法令により、人材紹介会社は右記の事項を遵守しなければなりません。違反の疑いがあればご相談ください。

- 法令で禁止または必須事項とされていること
- ・手数料を必ず明示する
- ・自らの紹介により就職した人（無期雇用契約に限る）に対して、就職した日から2年間は転職の勧奨を行ってはいけない
- ・「お祝い金」その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて、求職者に金銭等の提供を行ってはいけない

【問合せ先】兵庫労働局 需給調整事業課

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

TEL 078-367-0831

『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』を設置しました（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30703.html



主な相談窓口一覧

<p>ハローワーク しごとサポートウェブにしきた</p> <p>ハローワークにしのみやのサテライト施設です。求人検索端末を設置。就職支援ナビゲーターが、応募書類の書き方や職業相談、仕事の紹介など就職をサポートします。</p> <p>予約日時:月～金 9:30～16:00 ※予約優先制 ☎0798-68-1021</p> <p>プレラにしのみや4階 (西宮市高松町4番8号)</p> 	<p>若者 西宮若者サポートステーション</p> <p>「自分に合った仕事を探したい」、「働いても長続きしない」などの悩みをもつ、15歳～49歳の方を対象に、キャリアコンサルタントや臨床心理士の資格を持つスタッフが就職をサポートします。</p> <p>相談日時:月～金・第2土 9:30～18:00 ☎0798-31-5951</p> <p>勤労会館1階 (西宮市松原町2番37号)</p> 	<p>生活困窮者 ソーシャルスポット西宮よりそい</p> <p>くらしや仕事その他経済的な困りごとを抱えている方に寄り添いながら、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成。他の専門機関とも連携して、解決に向けた支援を行います。</p> <p>相談日時:月～金 9:00～17:00 ☎0798-31-0199</p> <p>西宮市役所南館1階 (西宮市六湛寺町10番3号)</p> 
<p>障害のある人 障害者就労生活支援センター「アイビー」</p> <p>障害のある人などを対象に、就労の相談、就職後に職場で働きやすい環境を整えるなど、安心して働くことができるようサポート。企業が障害のある人を雇用する際の相談にも対応します。</p> <p>相談日時:月～金 9:00～17:30 ☎0798-22-2725</p> <p>総合福祉センター2階 (西宮市染殿町8番17号) FAX:0798-22-2724</p> 	<p>兵庫労働局 西宮総合労働相談コーナー</p> <p>職場でのトラブル(賃下げ、解雇、配置転換、いじめ、採用など)でお困りの方に対し、解決のお手伝いをしています。</p> <p>相談日時:月～金 9:00～17:00 ☎0798-26-3733</p> <p>西宮地方合同庁舎3階 西宮労働基準監督署内 (西宮市浜町7番35号)</p> 	<p>厚生労働省 外国人労働者向け相談機関</p> <p>労働条件等について、外国語(13言語)で電話相談いただける窓口です。言語により開設曜日が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外国人労働者向け相談ダイヤル Telephone Consultation Service for Foreign Workers ●労働条件相談ほっとライン Working condition consultation hot line ●外国人労働者相談コーナー Guide to Labour Bureaus with Foreign Workers Consultation Service (Adviser for Foreign Workers)
<p>西宮市 労働相談室</p> <p>労働に関する様々な問題(賃金・退職金・労働災害・雇用保険など)について社会保険労務士が相談・助言を行います。秘密厳守、無料。書類の作成・提出など各種手続きの代行は行いません。</p> <p>相談日時:毎週火曜 15:00～19:00 第2・4土 13:00～18:00 ☎0798-32-7170</p> <p>勤労青少年ホーム2階 (西宮市松原町2番37号)</p> 	<p>厚生労働省 労働条件相談ほっとライン</p> <p>違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払い・残業などの問題について、専門知識を持つ相談員が対応。</p> <p>相談日時:月～金 17:00～22:00 土・日 9:00～21:00 ☎0120-811-610 (フリーダイヤル)</p> 	<p>Counseling Services and Hotlines in Foreign Languages</p> <p>https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html</p> 

「育児などで働くことに制約のある社員が たくさんいるけど、どうしたらいいの？」

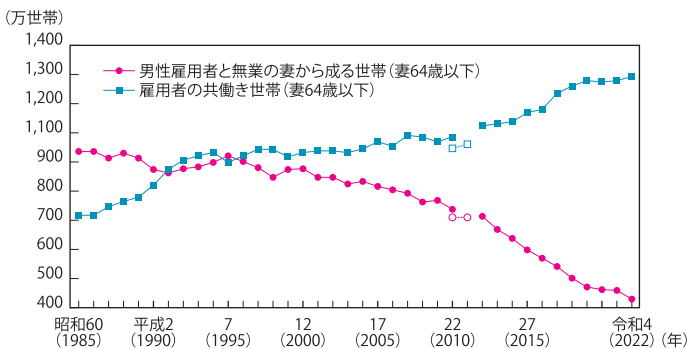
社員（従業員）が働くうえで育児などの制約があることによって、貴重な人材が辞めてしまったり、モチベーションが下がってしまったりすると、会社はどうなるでしょうか。人材の流出が起こったり、成果や利益が下がったりして、会社の継続が難しくなるのではないのでしょうか。

今いる貴重な人材が、そうした制約のせいで十分に活躍できず、仕事と家庭の両立が難しくなって、会社を辞めるなどしてしまうのは、非常にもったいないことだと思いませんか。

「仕事を増やしたい」女性 「仕事を減らしたい」男性

共働き世帯も増え（図1）、本来は対等に家事や育児などを分担した方がよいのですが（図2,3）、現実には女性に家事や育児などが偏っており、仕事との両立が難しく、十分な成果が出せずに悩んでいる方が多く存在します。「女性にやる気がない」等で安易に整理してはいけません。

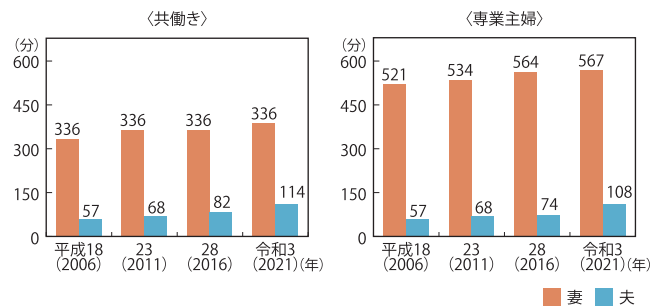
【図1】共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）



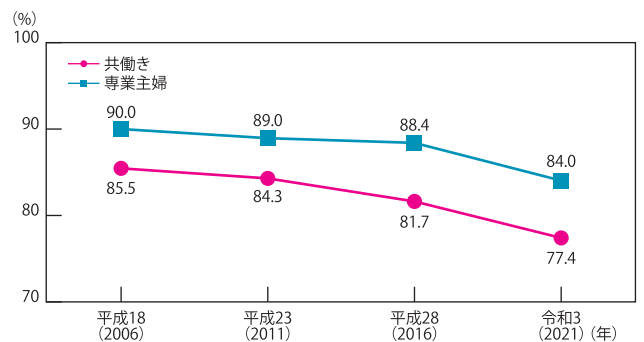
出典：内閣府男女共同参画局「令和5年版男女共同参画白書」

※昭和60(1985)年から平成13(2001)年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14(2002)年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。※「男性雇用者と無業の妻から成る世帯(妻64歳以下)」とは、平成29(2017)年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。平成30(2018)年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が被就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。※「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。※労働力調査では令和4(2022)年1月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を令和2(2020)年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えた。当グラフでは、下記数値について新基準切り替え以前の既公表値を使用している。

【図2】6歳未満の子供を持つ妻・夫の家事関連時間



【図3】6歳未満の子供を持つ妻・夫の家事分担割合



出典：内閣府男女共同参画局「令和5年版男女共同参画白書」

※総務省「社会生活基本調査」により作成。※「専業主婦」は夫が有業で妻が無業の世帯。「共働き」は、夫は有業で妻も有業(共働き)の世帯。※分担割合は、(妻の家事関連時間) / (妻と夫の家事関連時間の合計時間) × 100で算出。

実際に、20～69歳の子どもがいる人に、生活の中の時間の増減希望を聞いたところ、図4のとおりとなりました。

20～39歳で「仕事を増やしたい」女性が28.6%、40～69歳で「仕事を増やしたい」女性は22.5%存在します。逆に、「仕事を減らしたい」男性は20～39歳で34.1%、40～69歳で25.7%存在します。

また、男性の育児休業希望者が増えてきている影響もあるせいか、20～39歳で「家事・育児時間を増やしたい」男性が27.7%存在する結果となり、男女ともに「家族と遊んだり、くつろいだりする時間」は40%以上の方が求めている、ワーク・ライフ・バランスを大切にしている人が増えています。

【図4】生活の中の時間 増減希望

20～39歳・子供有り				40～69歳・子供有り			
		減らしたい	増やしたい			減らしたい	増やしたい
仕事時間	女性	23.2%	28.6%	仕事時間	女性	12.7%	22.5%
	男性	34.1%	16.6%		家事・育児時間	女性	20.2%
家事・育児時間	女性	33.5%	14.4%	家事・育児時間		男性	7.6%
	男性	14.1%	27.7%		家族と遊んだり、くつろいだりする時間	女性	2.1%
家族と遊んだり、くつろいだりする時間	女性	5.0%	44.1%	家族と遊んだり、くつろいだりする時間		男性	3.4%
	男性	6.0%	42.2%		自分のことに使う時間	女性	2.6%
自分のことに使う時間	女性	4.2%	51.3%	自分のことに使う時間		男性	3.8%
	男性	7.3%	44.4%				

※増減で10%ポイント以上差がある(高い項目に色掛け)
出典:内閣府男女共同参画局「令和4年度 新しいライフスタイル、新しい働き方を踏まえた男女共同参画推進に関する調査報告書」

男性の家事・育児促進の課題は代替要員の不足

男性の家事・育児を促進する上での課題として、「代替要員の不足」が最も多く(アンケート回答の83.5%)、人材確保が大きな課題となっています。

これに「アンコンシャス・バイアス(性的役割分担意識等の無意識の思い込み)が存在するなど家事・育児と仕事を両立しづらい職場風土」が67.3%、「長時間労働や硬直的な働き方」が59.4%で続いています。

出典:一般社団法人日本経済団体連合会「男性の家事・育児に関するアンケート調査」

このように、制約のある社員が増える現状では、会社側が仕事や働き方を工夫していくしかありません。しかし、工夫といっても、どう工夫していけばいいのか非常に悩ましいところですので、そのヒントをオンデマンド配信でご視聴ください!

女性管理職が増えない、増やしたい会社の悩みを解消するためのヒントも得られます。

オンデマンド配信

「欲しい人材確保・定着」のための職場環境づくり

講師:藤原弥季さん(特定社会保険労務士)

2023年11月8日に実施した講演のオンデマンド配信です。2024年3月20日まで配信予定。

西宮市ホームページ内の検索バーで

ページ番号



講演の内容

人材の確保・定着に困っていませんか?

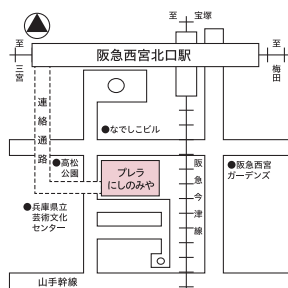
女性活躍推進は、優秀な人材の確保・定着、業務の効率化など企業の持続的成長につながる、必要不可欠な取組です。他社の取り組み等を聞いて、御社の現状を考えるきっかけにしませんか。

講演会のポイント

- 女性活躍推進を社内に浸透させるためのヒント
- なぜ中小企業にこそ女性活躍が必要なのか?
- 社員が本音を話しやすいコミュニケーション・他社の取組事例



西宮市男女共同参画推進課(西宮市男女共同参画センター ウェーブ)



女性のための相談室

女性のカウンセラー、弁護士、キャリアコンサルタントによる相談です。一人で悩まず、気軽に相談室をご利用ください。

- 電話相談 TEL.0798-64-9499 月・木 10:00~12:00 13:00~16:00
- 面接相談 要予約 TEL.0798-64-9498 月・火・水・木・土 10:00~16:30
- 法律相談 要予約 TEL.0798-64-9498 第3金 14:00~17:00
- チャレンジ相談 要予約 TEL.0798-64-9498 毎月第2水 9:30~12:30

図書・資料コーナー

情報は「力」です。女性のための情報、男女共同参画に関する資料等を収集し、提供しています。

- 閲覧:開館時間中 貸出:月~土 10:00~17:15



- 〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにのみや4階 ■開館日時:1月4日~12月28日 9:00~22:00
- TEL:0798-64-9495 FAX:0798-64-9496 ■受付日時:月~土9:00~17:15(日曜、祝日を除く)
- URL:https://www.nishi.or.jp/access/sonotashisetsu/danjokyodo/danjokyodocenter.html





人材確保等支援助成金のご案内

外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などに関する知識の不足や言語の違いなどから、労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

●お問い合わせと申請手続

兵庫労働局 ハローワーク助成金デスク
神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階
TEL.078-221-5440

●受給要件、受給額、支給対象経費など、詳しくは次をご覧ください。

人材確保等支援助成金
外国人労働者就労環境整備助成コース(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html



テレワークコース

良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が助成対象となります。

●支給対象となる経費の範囲

1. 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
2. 外部専門家によるコンサルティング
3. テレワーク用通信機器等の導入・運用
4. 労務管理担当者に対する研修
5. 労働者に対する研修

●お問い合わせと申請手続

兵庫労働局雇用環境・均等部 企画課
神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階
TEL.078-367-0700

●受給要件、受給額、支給対象経費など、詳しくは次をご覧ください。

人材確保等支援助成金
テレワークコース(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html



労働者の
皆さまへ

賃金の不払いが発生したら、 迷わず労働基準監督署に 相談、申告を!

お勤めの会社で賃金の不払いが発生したときは、お近くの労働基準監督署にご相談ください。労働基準監督署では、賃金不払いなどの法令違反について会社に対して行政指導を行い、是正を図らせています。

賃金が未払いのまま会社が倒産したときは 「未払賃金立替払制度」

企業が倒産した場合に、賃金の一部を国が立て替えて支払う制度があります。労働基準監督署と独立行政法人労働者健康安全機構が制度を実施しています。詳しくは、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

1.賃金の不払いなどの相談窓口

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/index.html>



2.未払賃金立替払制度の詳細

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/shinsai_rouesaihoshouseido/tatekae/index.html



司書のオススメ



『働く×介護両立の教科書 仕事は辞めない!』

木場 猛 佐々木 裕子/著 日経クロスウーマン/編 日経BP

突然親が倒れたら、あなたは
何日で仕事に復帰できるでしょう
か。そんな、いささかショッキングな
問いかけから本書は始まります。

仕事と介護のバランス、各種サービスや制度のポイント、健康寿命を延ばすために今できることなど、多角的な視点からビジネスケアラ向けの提案がなされています。いざという時に慌てないためにも、知識を備えておきませんか。



(協力:西宮市立図書館)

編集・発行:西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37

西宮市立勤労青少年ホーム

TEL:0798-35-5286 FAX:0798-34-7700

<https://www.nishi.or.jp/kurashi/rodo/index.html>

ページ番号:74265377

